平成２４年（フ）第１７１号
島根県雲南市大東町大東1614番地３
破産者　福間　博哉
１　決定年月日　平成25年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
島根県雲南市大東町大東1614番地３
破産者　福間　幹典
１　決定年月日　平成25年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７３号
島根県雲南市大東町大東1614番地３
破産者　福間　幸子
１　決定年月日　平成25年４月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２３２６号
札幌市西区西野８条８丁目２番20号
破産者　小森　広巳
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７３号
広島市東区温品７丁目４番24―101号
破産者　焼肉ジャジャこと　大和　義男
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５７２号
福岡市早良区小田部２丁目19番１号
破産者　高山　幸一
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５号
福岡市早良区飯倉５丁目18番17―402号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区飯倉２丁目14番14号
破産者　石飛登起子
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６５号
福岡県古賀市谷山635、住民票上の住所福岡県宗像市原町198番地１
破産者　中村建設こと　中村　　敦
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９０号
横浜市緑区東本郷６丁目３番13―1335号、開始決定時の住所横浜市旭区中白根４丁目１番５―203号
破産者　三本木　功
１　決定年月日　平成25年４月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１００２号
福岡市早良区田隈１丁目23番15号
破産者　古庄　英隆
１　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
２　一般調査期日　平成25年７月５日午前11時
平成25年４月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１４号
大阪市生野区巽中１―25―12　ナティーノース303号室、住民票上の住所奈良市学園南１丁目５番６号
破産者　竹田順一郎
１　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
２　一般調査期日　平成25年７月４日午後３時30分
平成25年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１５５号
福岡市博多区千代５丁目３番30号
破産者　九州金物株式会社
１　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
２　一般調査期日　平成25年６月27日午後１時30分
平成25年４月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６６号
福岡市東区八田２丁目38番22号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵388番地８
破産者　山本　　務
１　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
２　一般調査期日　平成25年８月２日午前10時
平成25年４月23日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３７号
島根県鹿足郡津和野町森村ハ27番地６
破産者　有限会社だいまる
１　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
２　一般調査期日　平成25年７月25日午前11時
平成25年４月30日　松江地方裁判所益田支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１５９号
大阪市淀川区宮原２丁目１番23―605号
破産者　有限会社ビーンズ
異議申述期間　平成25年６月14日まで
平成25年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６０号
大阪市淀川区東三国３―11―23　リエート東三国1008、住民票上の住所大阪市淀川区宮原２丁目１番23―605号
破産者　基山　孝行
異議申述期間　平成25年６月14日まで
平成25年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２２９号
福岡市中央区警固２丁目13番７号
破産者　株式会社オークニ
異議申述期間　平成25年６月21日まで
平成25年４月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９号
島根県隠岐郡隠岐の島町有木殿屋敷５番地
破産者　石橋　千春
異議申述期間　平成25年７月１日まで
平成25年４月30日
松江地方裁判所西郷支部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１５号
札幌市西区平和２条６丁目１番１―305号
清算株式会社　カブトデコム株式会社
代表清算人　安田　好弘
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部